

【資料No. 1】

○一関市有機肥料センター条例

平成17年9月20日  
条例第149号

(設置)

第1条 家畜排せつ物等の適正な処理を推進し、資源として循環利用を図るため、有機肥料センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関有機肥料センター	一関市巖美町字結渡125番地4
藤沢有機肥料センター	一関市藤沢町黄海字山谷122番地

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、[第1条](#)に規定する目的を効果的に達成するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) センターの事業運営並びに維持管理に関する業務
- (2) センターの利用の許可及び取消しに関する業務
- (3) センター内での堆肥の製造及びその利用に関する業務
- (4) その他センターの運営に関し市長が必要と認める業務

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長(指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者。[第6条第1項](#)及び[第7条](#)、[第10条](#)の規定において同じ。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 指定管理者は、[前項ただし書](#)の規定によりセンターの利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(定期休日)

第6条 センターの定期休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 毎年12月31日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、[前項ただし書](#)の規定により臨時に開所し、又は休所する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、[前項](#)の利用が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、利用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、[第1項](#)の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第8条 センターの利用者は、[別表](#)に定める使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第9条 [前条](#)の規定にかかわらず、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、利用者は、指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 センターの利用料金の額は、[前条](#)に規定する使用料の額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特別な理由があると認める場合は、使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、利用料金)を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償等)

第11条 故意又は過失によりセンター内の施設又は設備を汚損し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月20日から施行する。

(藤沢町の編入に伴う経過措置)

2 藤沢町の編入の日の前日までに、編入前の藤沢町堆肥センターの設置及び管理に関する条例(平成23年藤沢町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の一関市有機肥料センター条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成21年条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第36号)

この条例は、平成23年9月26日から施行する。

附 則(令和元年8月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の一関市有機肥料センター条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

別表(第8条関係)

施設名	利用内容	種類	使用料(1トン当たり)
一関有機肥料センター	家畜排せつ物処理	肉用牛糞	525円
		乳用牛糞	525円
藤沢有機肥料センター	家畜排せつ物処理	肉用牛糞	525円
		乳用牛糞	750円
		鶏糞	2,500円
		豚糞	1,200円
	汚泥等処理		11,000円
	家畜排せつ物の収集・運搬		1,500円